

平成 21 年度厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究）

「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（H21-障害-一般-001）

地域団体の支援の現状と可能性に関する研究  
（中間報告）

研究分担者 松友 了

調査分析

1) 研究の意義をどのように考えるか（目的）

研究計画における目的は、以下のとおりである。

被疑者となって取り調べや公判中の者、犯罪事実は認められたが不起訴処分（起訴猶予処分）となった者及び執行猶予判決を受けた者で、知的障害のある者に関し、地域団体（育成会）の関与や支援によって、適正な処分がなされたり再犯が防止できるよう、実態を把握・調査するとともに、先駆的な実践と法整備のための検討を行う。

その意義（目的）を以下のとおりとした。

- ① 研究対象者を「知的障害者」と限定することにした。いわゆる「発達障害者」も、その育成歴等における背景は知的障害者と同様であり、それゆえ援用して理解することが出来ると考える。
- ② 「矯正施設に入所する前の知的障害者」への福祉の支援（危機介入）の可能性を探るものである。対象者の段階（a. 警察で取り調べ中の者、b. 不起訴処分／起訴猶予になった者、c. 有罪判決が出て執行猶予が付いた者、等）によって、具体的に期待される役割は異なるが、最終的・総合的な目的は同じである。
- ③ 当事者を中心とする「地域団体」（次項で規定）を、社会資源として把握し、その役割・機能に期待する。
- ④ 諸問題の背景を分析すると、＜加害＞者の問題は＜被害＞者の問題と表裏一体に捉えるべきであり、その意味でも権利擁護という範疇でとらえるべきである。
- ⑤ 「障害者の権利条約」が国連総会で決議され、わが国においてもその比准と関係法規への反映が期待される中で、時期を得たものである。

2) 「地域団体」をどのようにとらえるか（概念）

(1) NGO

社会内処遇（Community Based Treatment）としての更生保護、それに関与

する司法福祉においては、「地域」の役割は絶対的な条件であり、前提である。そこで、地域に存在する民間団体（Non-Governmental Organization/NGO）はすべてその範疇に入るが、ここでは障害分野の「当事者団体」に限定する。

## （２）当事者団体

しかし、「当事者団体」に関しては、障害分野において論が分かれる。すなわち、「当事者」の範囲を障害のある人のみに限定するか、その家族まで広げるかということである。ここでは、知的障害を含む「発達期の障害」と精神障害は、家族も「当事者」に含まれると考える。それゆえ、「障害に関わる当事者団体」とは、「障害者本人およびその家族で構成されている団体」と規定できる。

その数は、規模を問わず「障害」の範囲を広く取れば、全国レベルの団体でも 100 団体を越える。ましてや、限られた範囲の小グループまで含めると、全国組織を構成する地方（地域）や支部を含めると、万の単位となると考えられる。「当事者団体」のみでなく、関係する NGO 総体を考慮すると、如何に大きな地域資源であるかが理解できる。

## （３）知的障害の当事者団体

「当事者団体」の中で、今回は「知的障害」に関する団体に限定する。その数は、全国規模では①全日本手をつなぐ育成会（育成会）、②日本ダウン症協会（ダウン症協会）、③ピープル・ファースト・ジャパン（PF 日本）位であり、地方組織は市町村規模を含めて、その構成団体を中心に数千に昇る。関連する団体（構成員に知的障害者が多くを占め、あるいは重要な位置にある団体）は、①全国重症心身障害児（者）を守る会、②日本自閉症協会、③日本てんかん協会などが考えられる。

以上の整理を経て、この研究での「地域団体」とは、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会（略称：全日本育成会）とその構成団体である地方の育成会（親の会）、および「全日本育成会」が把握し、関わりをもつ「知的障害のある本人たちによる活動グループ（略称：本人活動グループ）」とすることにした。

## （４）「本人活動グループ」

「育成会」については次項で整理する。「本人活動グループ」とは 1980 年代後半より、「育成会」の内部活動（組織）として、あるいは独自の組織として活動を進めてきた、本人を会員とするグループの総称である。それゆえ、その規模や活動内容、組織形態、「育成会」との関係や位置づけは多様である。2009 年 9 月 1 日現在、「全日本育成会」が把握している総数は、全国で 277 グループである。

### 3) 全日本育成会の組織形態と取り組みの歴史

「地域団体」である「育成会」の、全国レベルの組織（全日本育成会）について、その60年近い歴史におけるこの課題（触法・被疑者となった知的障害者への支援）への関わりを、主に同会が編集・発行した機関誌や文献によって確認した。そこで明確になったことは、「全日本育成会」は設立当初から知的障害者の権利とこの課題に対して、かなり高い関心を抱き、発言してきたという事実である。

自らの手で福祉サービスを作り出すことに力を注ぎ、社会運動団体としての取り組みが弱い印象を与えていたが、設立時から「わが子に代わり」、さまざまな発言と行動を行ってきた。その歴史を整理・評価し、「本人活動グループ」と共に、この課題の担い手の可能性を探るのがこの研究の目的である。

#### (1) 沿革

1952（昭和27）年7月に、知的障害のある子どもをもつ3人の母親によって、東京で設立された。そのため、57年の歴史を有する団体である。通常学校の中の特殊学級（現・特別支援学級）に子どもが通うことにより、同じ境遇の存在を知り、わが子の幸せを求めて「手をつなぐ」ことを呼びかけた。学校教育の場を基盤にスタートしたこともあり、当初から教育関係者の強力な支援があったと考えられる。

1959年に「社会福祉法人全日本精神薄弱者育成会」となり、1995年に現在の「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」と改名・認可される。所轄は厚生省（その後、厚生労働省）であり、社会福祉事業法（その後、社会福祉法）の福祉事業を行う団体として認められている。

#### (2) 組織

「全日本育成会」は、都道府県（47）と政令指定都市（現在、9）の「育成会」を正会員とする連合会である。都道府県の「育成会」は、市区町村や施設／事業所・学校等の単位の「地区組織（育成会／親の会）」によって構成され、個人は原則として「地区組織」に加盟する。その総数（2009年9月1日現在）は、正会員189,061人 賛助会員100,695人 合計289,616人である。会員のうち「親・保護者」は119,612人、「知的な障害のある本人」は10,789人である。正会員として加盟している国際育成会連盟 Inclusion International/II) は、本人 (Advocate)・家族 (Family)・友人 (Friend／専門職や市民・ボランティア)の三者で構成するが、その方針に則していると考えられる。

都道府県・政令指定都市および各「地区組織」は、独自の組織形態を有しているが、ここでは全国レベルの「全日本育成会」に関して整理する。組織を運営する役員は理事（22人）・監事（3人）であり、地区（ブロック）推薦と中央推薦の評議員（62人）、各種の専門委員会、そして有給の事務局職員によって事務局が形成されている。会議は、理事会と評議員会の2種であり、それぞれ理事と評議員で構成され、前者は年に数回、後者は年に2回開催される。

年間2億円弱の経費は、主に機関誌「手をつなぐ」の読者（会員）による購読料（会費）である。この読者を「全日本育成会の会員」と称し、他に各種民間団体の助成金、参加費等によって構成されるが、政府の補助金は現在では全体の中ではそれほどの割合（金額）ではない。その意味でも、自主・自立的な「当事者団体」といえる。

なお、「会員」という名称（立場）が、種々の形で登場するため、その区別・理解はしばしば困難である。それは、会の歴史が長いということ、組織が大きいということ、入会の手続き・意思確認が柔軟であったこと、などによる。

### （3）取り組みの歴史

この研究課題である「触法・被疑者となった知的障害者への支援」は、権利擁護の文脈から考察されなければならない。それゆえ、「取り組の歴史」とは「権利擁護活動の歴史」であり、法務省を中心として行政に対する要望活動の歴史である。ここでは、以下の5期に整理することが出来る。

- 第1期 分類収容と障害特性重視の時代
- 第2期 世界的な権利意識の高揚の時期
- 第3期 「更生保護」への抗議行動の時
- 第4期 司法制度改革に連動した期間
- 第5期 新しい動きに即応する今の時間

#### ■第1期 分類収容と障害特性重視の時代

設立初期からおよそ20年間の時期である。この時期は、非行や犯罪あるいは売春等の問題についてかなり問題意識が高く、政府の動きと連動する形で、さまざまに言及している。政府の最初の対策の基本方針ともいえる「精神薄弱児対策基本要綱（1953年）」においては、少年院、拘留所、刑務所、少年鑑別所、保護観察所等における知的障害者（精神薄弱者）の実態調査を求めている。その背景には、これらの施設での知的障害者の比率の高さの認識があり、その認識はきわめて今日的なものであることに驚きを禁じ得ない。

具体的な対応として、①専門施設及び一般施設内分類収容の充実強化、②障害特性を重視した対応、が特に目を引くのである。刑法による保安処分や優生手術による発生予防が、具体的な要望（政策提言）とされている点で、現在からみると現状認識と対応への認識に大きな隔たりを感じざるを得ない。

この時期は、日本の社会全体が戦後の混乱を脱し得たとは言い切れない面があり、復興へ向けたうねりがある半面、犯罪の発生件数ではピークを迎えた時期である。それに対し、福祉制度はまだ不十分であった。今回の研究課題に特に関連する出来事は、静岡県島田市で発生した幼女殺害事件（島田／赤堀事件）（1954年）である。知的障害のある赤堀正夫死刑囚は、再審により無罪となった。死刑判決が確定した後、再審により無罪となっ

た数少ない例の一つであり、その後の知的障害者（と思われる人を含め）による重大犯罪の際にいつも想起される事件である。多くの社会運動団体の支援に比べ、「育成会」の支援の記録は見出すことが出来なかった。

## ■第2期 世界的な権利意識の高揚の時期

国連は、世界人権宣言に引き続いて1971年12月、障害者としては初めての宣言を「精神遅滞者の権利に関する宣言」として総会で決議した。これは、エルサレム（イスラエル）における国際育成会連盟（International League of Societies for Persons with Mental Handicap/ILSMH、1995年にInclusion International/IIと改名）の第4回世界会議（1968年）での「宣言」を基にしたものである。ILSMH（II）は、ナチスドイツの障害者「安楽死（集団虐殺）」計画とそれへの抵抗の弱さに対する厳しい反省の上に設立された（1960年）ものであるため、生命を守ることを最大・最初の課題とする権利擁護を重視したのである。

その後のおよそ20年間は、国連を中心とした各種の取り組みが、障害問題を根本から見直すことになった。特に、「国際障害者年（1981年）」とそれに続く「国連・障害者の10年（1983年-2002年）」によって、ノーマライゼーション（Normalization）の理念とインクルージョン（Inclusion）の戦略は定着して行く。その背景に、「障害」の概念のパラダイム・シフトがあった。すなわち、「障害」を欠陥ととらえ、それを治癒するという「医療モデル」から、特別なニーズととらえ、必要な支援を用意するという「社会モデル」への大転換である。

インクルージョン（受入/包摂）はその後、エクスクルージョン（Exclusion/排除）の克服戦略として、障害分野を越えて広く社会問題全般、特に貧困や野宿者/路上生活者（ホームレス）問題へと発展する。（その際、「ソーシャル・インクルージョン」という表記が使用される。）福祉の支援が必要な矯正施設等を退所した人や「触法・被疑者となった高齢・障害者」の支援においても、このインクルージョン（受入/包摂）の戦略こそが有効である。

しかし、国際的に権利意識が高揚し、国内外での「本人中心主義」が確立する時代において、「育成会」は表立った権利擁護の活動はなかった。1978年の全員就学（養護学校義務制化）を巡り、障害分野の対立や小規模作業所活動への傾斜等により、地味でかつ内向きの活動に終始した。古い表現に対する「差別用語の改正」運動に、わずかに社会運動の片鱗が見出せる程度である。ましてや、「触法・被疑者になった人」の問題については、この時期の出版物には見出すことが出来ない。見事に空白の時間であった。

その間、ILSMH（II）第10回世界会議（1990年、パリ）への、わが国から初めての5人の本人の参加に端を発し、「本人中心主義」「自己決定と本人参加」は一気に市民権を得始めてきた。「本人活動グループ」は、この時期に本格的に動き始めようとしていた。

### ■第3期 「更生保護」への抗議行動の時

更生保護（司法福祉）と「育成会」の関係の歴史で、最大かつ衝撃的な事件が、(財)日本更生保護協会発行の機関誌『更生保護（1992年10月号）』の記事への抗議行動である。法務省保護局が編集し、全国約5万人の保護司配布される同誌に、「知的障害（精神薄弱）と性犯罪の親和性について誤解を与える」偏見・差別文書が掲載されたとして、「全日本育成会」は組織として理事会で「抗議声明」を決議し、関係者に送付したのである。そして、その後、両団体の責任者が一堂に会し、編集責任者の謝罪や同誌への知的障害のある人の問題・課題等の論説を、「全日本育成会」の機関誌編集長が執筆し、掲載すること等が了解され、論説の執筆・掲載をもって、全ては終了した。しかし、更生保護の中心組織の広報誌を巡るこの動きは、当事者（本人・家族）および「当事者団体」のこの課題についての意識と理解を浮き彫りにすると共に、更生保護事業における取り組みの停滞を生み出したといえる。

「知的障害と犯罪」の関係は、従来からさまざまな形で表面化し、論じられてきた。「全日本育成会」の第1期の段階においては、残された各種文書においても明確にその事実を認め、具体的な対策を提起している。そして、「事実」に関する数量的データは、驚くべきことに先の厚生労働科学研究（田島班、平成18-20年度）で明らかにされたデータと相似点がある。すなわちその時点で、この課題について「全日本育成会」は、かなり正確な事実を把握し、認識していたのである。しかしながら、なぜ同誌の論文が問題となったのか。歴史的な背景と問題の表面化の過程を考える必要があるだろう。

当事者は「知的障害と犯罪」の問題に、かなり神経質になっていた。各地で頻繁に起こった特別学校（養護学校）や施設建設に対する反対運動の「根拠」の第一に、この点が根拠として上げられることが多かった。（現在でもそれは変わらない。）事実としての「結果」が、犯罪との親和性という「原因」として、特に「生物学（医学）モデル」的に強調され、社会・環境的な背景に対する「社会モデル」的視点が欠落していた。ほとんどの論文・論説は、精神犯罪医学の専門家によって執筆され、司法福祉学の視点からの言及は皆無であった。と同時に、当事者や福祉・教育現場における当時の最大の課題は、非行・犯罪と性の問題であることは、多くの関係者が認知するところであった。

しかしながら一方では、第2期で示したとおり、国際的な人権思想の広がりや定着の中で、偏見や差別に対して強力に取り組む動きが始まっていた。「全日本育成会」は他の団体・分野と比較して、この面での動きが遅く弱かったことは既に見てきたとおりである。それでもやはりこの動きが起こったのは、国際育成会連(II)の世界会議（パリ）への参加等で動きが急速に高まった「自己決定と本人参加」「本人中心主義」の広がりや浸透であろう。今回の動きは地方組織の役員からの情報提供・問題提起であり、いふなれば素朴な疑問と怒りを基本にしたものである。

この出来事によって、従来から論議を避ける傾向があった犯罪の〈加害〉の問題が、〈被害〉の問題の浮上と反比例して一種の《タブー》と化して行った。

その問題・危険を指摘した文が、「全日本育成会」の強力な理解・支援者である大井清吉（東京学芸大学教授）より寄せられるが、「全日本育成会」として明確な回答・対応がなされた痕跡がない。（公的な発行物の中に、その文を見出すことが出来ず、今回の研究の中でその存在を発見する。）また、（財）日本更生保護協会や更生保護の関係者（機関／団体）とのその後の接触・連携は、久しく途絶えることになった。

大井教授は、「全日本育成会」が問題にした機関誌『更生保護（1992年10月号）』の「特集・現代の性犯罪」の中の、『論説 性犯罪者の心理特性』での犯罪精神医学者の論文とその筆者が参考（根拠）として示された別の精神科医の学術論文のデータに関し、「否定する事実があるなら、読者に明らかにしてほしい」と求められ、「否定する資料がないならば、「事実」は事実として直視して下さい。」とご指摘された。さらに、ご自分の意見と断られながら、「一方的な偏見」というのはやはりムリであり、「不適切な表現」として「おわび」を出した方がいい。その上で、性指導を積極的に進めようと提案されている。知的障害者の性教育の第一人者である大井教授の助言であり、深い意味を改めて見出すのである。

#### ■第4期 司法制度改革に連動した期間

「全日本育成会」に権利擁護委員会（プロジェクト）が設置され、弁護士やジャーナリストの参加と協力も得て、この10年間はきわめて活発に活動がなされた期間である。社会的には、今日に至る司法制度改革が開始され、司法制度改革審議会への積極的な働きかけもなされた。また、国分寺事件、浅草（レサーパンダ帽）事件等のエポックメイキングとなる、知的障害者が加害者の事件が起こる。そのことにより、それまで犯罪の＜被害＞者への救済を主に進められていた権利擁護活動が、＜加害＞者すなわち触法・被疑者への支援（危機介入）という視点から論じられ、行動がなされるようになったのである。そして、極め付きは山本譲司（前衆議院議員）の著『獄窓記』の発行であり、同書は衝撃的な問題提起を行ったのである。

権利擁護委員会は、施設・企業等における知的障害者への権利侵害（虐待）事件への対応として、明確な問題意識と目的を確認してスタートした。それゆえに、当初は＜被害＞者救済の視点からの問題提起であり、行動提起であった。定期的な委員会の開催をベースに、毎年の研修会・セミナーの開催、機関誌「手をつなぐ」での『けんりって何！？』の連載・度重なる関連『特集』の企画、委員会編集の広報誌『Yellow Card（イエロー・カード）』の発刊等々、じつに活発に活動がなされた。＜「全日本育成会」は、知的障害者とその家族を守る権利擁護団体である。＞と高らかに謳い上げた期間である。

さらに、わが国の障害者福祉制度は、構造改革の方針に沿って、行政処分に基づく「措置制度」から、自己決定を基にした「契約制度」に移行する時期であり、そのため判断の力が弱い人を支える制度として、民法の改正による「成年後見制度」の創設が取り組まれていた。「全日本育成会」は、法制審議会民法

部会に代表者を臨時委員として派遣すると共に、組織内において改めて「本人主体」の実現を図る動きを進めていた。まさに、「地域のなかでのふつうの暮らし」を実現するために、明確に地域福祉の方向性を志向し、それ故に地域で発生するリスクに対する備えが議論されていたのである。

一方、政府は構造改革の一環として、司法制度改革を打ち出した。そこで「育成会」は、知的障害者が触法・被疑者を経て被告人となったことへの対応を、当事者として議論し、提言することを迫られた。ここで、「知的障害と犯罪」の問題は、情緒的なレベルを超えて、現実的な課題として浮上したのである。機関誌や広報誌の記事も、＜被害＞者救済から＜加害＞者支援の記事へと大きく発展する。

その時に発生したのが浅草（レッサーパンダ帽）事件である。知的障害者による無差別殺人事件という重大事件に対し、関係者はたじろきながら、立ち向かったのである。それは、国分寺事件の苦い教訓があったからである。「育成会」の関係者も、＜加害＞という問題（触法・被疑者という立場）を、大井教授が提示されたように、「事実」として受け入れる準備性（readiness）をもちはじめたのである。

#### ■第5期 新しい動きに即応する今の時間

「全日本育成会」は、2007年度から組織内問題をかかえ、従来の活動の多くが停止状態にある。権利擁護活動においても、委員会の開催や広報誌の発行の休止が続いている。加えて、政権交代に伴う障害者自立支援法の廃止を前提とした政策転換を前に、その対応に追われている。国連総会では障害者権利条約が決議され、わが国でも批准と関係法規への反映の動きが求められる中で、十分な取り組みが出来ているとは言い難い。その様な状況の中で、東金事件で知的障害のある青年が逮捕されるという事態が発生する。

地元（千葉県・東金市）では「育成会」を核に、専門職や市民も加わり被疑者・被告人になった青年とその家族の支援を行っており、「全日本育成会」は機関誌で何度もこの動きを報告している。特筆すべきは、機関誌の『巻頭言』において、知的障害のある本人が自らのこととして思いを寄せていることである。差別と排除の経験を共有する当事者として、仲間としての支援（Peer Support）を宣言しているのである。

厚生労働科学研究（田島班、平成18-20年度）やモデル事業を始発とした「地域生活定着支援センター」の開始、障害者自立プログラム（平成20年度）による地方研修（全国連続講座）への参加・協力等の影響を受けて、「育成会」においても具体的な対応が課題として浮上してきた。今年度において、矯正施設への社会福祉士の配置によって、福祉の支援体制が関係団体として具体的に期待されてきた。連携（繋ぐ）と援助（受ける）の社会資源として、当事者団体である「育成会」が期待され始めてきた。

一方、障害者の処遇において一大転換となるであろう障害者権利条約においては、「第13条 司法へのアクセス」においてこの課題が明確に提起されて

いる。そして、この「第13条」はわが国政府から提案された、という素晴らしい背景をもつ。権利条約を巡るこれからの動きにおいて、非行・犯罪との問題については避けて通れないことである。

このような中で、東金事件が発生し、知的障害のある青年が犯人として逮捕されたのである。「障害者差別禁止条例」を全国でいち早く、官民一体の努力によって成立させた千葉県での事件であり、条例の成立に奮闘した関係者が、積極的に支援に入ったのである。まさに現在進行形であり、今後の展開が注目される。

以上の整理と確認の上に、5人の研究協力者はそれぞれの立場や活動分野を基に、この課題についての研究を行った。研究協力者は以下のとおりである。

- 1) 大石剛一郎 (木下・大石法律事務所・弁護士)
- 2) 朝比奈ミカ (千葉・中核地域生活支援センター「がじゅまる」・センター長)
- 3) 原田 和明 (兵庫・相談支援センター「であい」・所長)
- 4) 花崎三千子 (北海道・社会福祉法人草の実会・監事／全日本育成会・みんながわかる新聞「ステージ」編集長)
- 5) 長瀬 修 (東京大学経済学部大学院特任・准教授／全日本育成会・国際活動委員長／国際育成会連盟(Inclusion International/II)・理事)

4) 知的障害・発達障害のある人が重大な事件を起こしてしまうことにブレーキをかけるシステムを「親の会」で組織する必要性および可能性について

大石研究協力者には、弁護活動を通じて出会った事例を基に、このテーマについての課題の提示を願った。この研究の課題は、親の会(育成会)の役割機能を探る研究であるが、それゆえにその状態にある方のことを把握する必要がある。

以下、大石研究協力者の報告の概要である。

知的・発達障害のある人に「必要・適切な支援」なければ、何らかの形で「社会的不適合状態」が発生する。その一つが、事件を起こすことである。いわゆる「問題行動」や「犯罪」にあたる行為を起こしがちな知的・発達障害のある人は、福祉サービスの現場においても、疎まれることが少なくない。しかし事件の発生は、適切な支援の必要性の表れ、と言え、事件は支援につなげる端緒になる。

事件を起こす知的障害・発達障害のある人に対する支援は、容易ではない。困難な事件類型に着目・特化して、モデル的な「必要・適切な支援」を組み立ててみる必要がある。支援はできるだけ早くつける必要がある。繰り返せば、刑はどんどん重くなっていく。できるかぎり早い段階で支援につなげ、ブレー

キのかかる状態にしておく必要がある。

「地域生活定着支援センター」を見学し、この制度の有効性と重要性を認識し、方法論等について具体的な検討の必要性を確認した。支援者は、社会や近隣、家族や仲間および福祉との関係など、本人を傷つけないで入っていくことが求められる。そこで、親たちが県単位で組織を作り、担っていれば有効な機能を発揮できる可能性がある。また、「本人活動グループ」とも、良い連携をとれる可能性が十分にある。

ひとたび知的障害・発達障害のある人が事件を起こすと、警察からの不確実な情報を垂れ流すマスコミによって、知的障害・発達障害のある人一般が「モンスター扱い」される。しかし、「事件を起こすこと」自体を防ぐ必要があり、そうしない限り、差別と偏見の蔓延は防げない。その意味でも、親の会がその点をアピールする運動・組織を作ることは非常に有意義である。

本研究を通して、知的障害者の親たちが、事件を起こしてしまいがちな障害のある本人を、「必要・適切な支援」につなげるための「組織」を地域で作るうえで必要な要件について、何らかの有意義な示唆・提案を行っていきたい。

#### 5) 「千葉・東金事件」における地域団体の取り組みから

朝比奈研究協力者には、「市川市育成会」での実態についてまとめていただいたが、研究着手の直前に「東金事件」が発生し、知的障害のある青年が逮捕されたため、この事件を研究事例として取り上げた。

以下、朝比奈研究協力者の報告の概要である。

2008年9月、千葉県東金市で保育園児が遺体で発見されるという事件が発生し、同年12月6日、知的障害のある青年が死体遺棄容疑で逮捕され、その後、殺人容疑で再逮捕されたことで、「親の会」をはじめ関係者は大きな衝撃を受けた。すぐに弁護団が結成され、逮捕から一週間後に「親の会」や福祉関係者との協議会が開かれ、正確な情報の共有と共に、被疑者家族への支援や学習会の開催などが確認された。

12月19日、千葉市で開催された学習会へは、千葉地裁の交流理由開示の裁判への傍聴と合わせて呼びかけられたため、県の内外から200人を超す参加者があり、会場は立錫の余地がない状態であった。冒頭、呼びかけ人の代表として「千葉県育成会」会長から、被害者への弔意と事件の検証への思いが語られた。また、弁護団から経過や勾留開示理由の裁判の状況について説明が行なわれ、警察の取り調べやマスコミ報道等について、さまざまな問題が提起された。

学習会での討議を通じ、捜査段階で被疑者の障害への配慮を求めていく必要があることが強く認識されるに至った。これを受け、「親の会」や福祉関係者が協議を重ね、また弁護団からも要請を受け、千葉県手をつなぐ育成会、千葉市手をつなぐ育成会、千葉県自閉症協会の3団体連名で、捜査当局に要望書を提出した。この行動はマスコミ各社にも事前に情報提供を行い、報道番組では二

ユースとして取り上げられた。

東金事件については、今後の裁判の進展のなかで、「親の会」のさらなる取り組みが求められる。「親の会」のなかで、この事件がどのように捉えられ、どのような判断により取り組みがなされたのか、成果と課題を分析するには、もう少しの時間が必要である。次年度の研究においては、「親の会」役員や関係者等へのインタビューを行い、「地域団体」の役割と可能性について考察を試みたい。

また、千葉県独自の総合相談事業としての「中核地域生活支援センター」における触法知的障害者への支援と地域団体の関わりを考察した。二つの困難事例を取り上げ、犯罪を繰り返す人の支援と「地域団体」の役割と可能性を考察した。特に協力者の所属する「センター」は、地元の「親の会」を母体とする社会福祉法人が経営し、「親の会」の影響が強い。また、他の「地域団体」との連携や相互作用も期待される。

次年度の研究においては、「市川手をつなぐ親の会」の活動の歴史を追いながら、市川地域における障害者理解の広がり、そこにおける触法障害者への支援活動の展開、課題についての考察を試みたい。

#### 6) 被疑者、被告人である触法知的（発達）障害への対応について

原田研究協力者には、「西宮市育成会」を基盤にした実態について、相談支援センターの事業の中で、あえて「親の会（育成会）」との関係で整理いただいた。

以下、原田研究協力者の報告の概要である。

当事業所は、障害者相談支援事業所の立場から、危機介入的対応のニーズととらえ、チームアプローチをもって対応している。障害特性から不利にならないよう、十分な配慮について弁護士を通じて申し入れ、不起訴処分、罰金刑といった逮捕勾留の後釈放ケースについては、直ちに福祉的支援を行うことで再犯を防止について支援の有効性の実証を行なう。少年の場合も、不処分や保護観察処分となった場合も同様である。

起訴された場合は、支援計画書を作成し情状証拠として提出するといった対応をとっている。執行猶予付きの判決の場合は、支援計画書に記された福祉的支援による再犯防止を図っている。なお、これらの対応は、初期の危機介入から再犯防止を目的とする福祉的対応、さらには居住サービス等の利用の場合においても、その事業所と連携を継続するという一貫した支援の実施である。しかしながら、こういった対応には大きなマンパワーが必要であり、すべてへの対応は現状困難である。

また、被疑者国選弁護人の制度が始まったが、今後多くの知的（発達）障害者への対応が想定される。その問題点も提起する。さらに、被疑者被告人対応、すなわち、実刑や少年院送致となった者の継続的対応の実践について報告する。

被疑者・被告人段階における取り組みのうち、「育成会」との係わりについて考察する。考察においては、ほとんどの事例が育成会との係わり合いがなく、

幼少時から知的障害が疑われたにも係わらず、手帳取得に至っていなかった事例について、犯罪にいたった背景や状況を検討し、触法知的障害者は「育成会」等の当事者団体の関わりが少ないという仮定を証明すべく、現在、ケースの整理に入っているところである。

また、「兵庫県育成会」には、あるケース（Nケース）について問題を投げかけた。本年度については、前述した当方らが行なってきた触法障害者対応について中心に報告する事が中心となるが、こういった県育成会を通じた、市町育成会の会員が関心を寄せたNケースにおけるこういった動きも合わせて報告すべく考察を行なっている。Nケースについては前期の事例の一つとして取り上げる。

さらに、前記の触法知的障害者は「育成会」等の「当事者団体」のかかわりが少ないという仮定を証明する上において、療育手帳を取得していない知的障害者が、刑事施設にて拘束されている事実があり、その事実が一般に知られていないことで、その啓発の必要性や多くの知的障害者が自らの障害を認知していない事の問題についても提言をする予定である。これは、障害認知なき者については福祉の支援を受ける事のみならず「当事者団体」等にも所属する事ができないという事を明らかにする事を目的としている。

方法としては、主に政府刊行物による統計資料を考察する事で明らかにしたい。これら統計資料によるデータの有意差を検定する事によって科学的に前記仮定を実証するものである。

#### 7) 本人活動は障害のある触法・被疑者を支えることが出来るのか

花崎研究協力者には、「本人活動グループ」についてまとめていただいた。その際、グループは「育成会」に所属しているか否かは不問にした。

以下、花崎研究協力者の報告の概要である。

研究は「ピアサポート機能がはたらく場面としての本人活動が、触法・被疑者を具体的に支える力を持ちうることを論理的、実証的に明らかにし、その強化に必要な基盤整備について考察する。その結果を得て、将来的には触法被疑者の更正プログラムに本人活動リーダーによるピアサポートワークショップを入れることを提案する。それを担うリーダーの特別養成プログラムの試作を提案する。」の目的で行う。

そして、研究を進めるに当たって、次の基本認識を確認した。すなわち、「障害のある触法・被疑者にとって重要なのは、(1)生活基盤の安定、(2)肯定的な自己認識形成である。両者は相互に関連しあっており、同時並行的に進められる必要がある。本研究は特に上記(2)に着目し、その基盤となるピアサポートの具体的な担い手として、成熟した本人活動グループリーダーを想定している。

また、研究の進め方は以下のとおりとする。

1. 本人活動のなかで本人が何を獲得するかを明らかにする。
  2. 現段階の本人活動の到達点を明らかにする。(以上、先行の研究のまとめ)
  3. 本人活動リーダーの聞き取りを行い (1) 本人活動と自己形成の関係、  
(2) 本人活動リーダー等が触法・被疑者をどのように捉えているのか、  
(3) 触法・被疑者を支える意思の有無 を明らかにする。(関東在住者数名を予定)
  4. 上記聞き取りを行った活動リーダーによる座談会 以上1年目
  5. 上記座談会出席者およびその周辺の本人、支援者対象に、(1) 触法・被疑を抱える課題 (2) 触法被疑者の置かれた法的立場 についてのレクチャーやワークショップを行い、ピアカウンセラーとしてのエンパワーメントを図る。
  6. 上記5. の参加者対象に設問形式による調査を行い、レクチャーやワークショップの効果のアセスメントを行い、その結果を踏まえてピアカウンセラー養成プログラムの骨格を試作する。 以上2年目
- 中間報告として、研究の進捗状況および内容を報告する。今回、本人5名に面談したが、ここでは3名の聞き取り記録を掲載する。その考察の結果は、1) 聞き取りを行った3名は本人活動との関係でそれぞれ特色があった。2) 触法被疑者に対する意識は3名とも共通していた、ということである。

以下のとおりまとめることが出来る。

(1) 日本での本人活動は、次第に自立性を強めるようになった。そして、確実にリーダーとしての人格が育っている。先端的な部分は一定の成熟期に達し、触法・被疑者を意識的に支えることを自己の「ミッション」として自覚しうる人材が出てきた。

(2) 今回の聞き取りは直接的には触法・被疑者の支援についてであったが、その中で、中軽度知的障害者が抱える深刻な二つの課題に改めて触れた。第1は、障害当事者と老親との関係である。第2は、支援困難ケースと支援者との間にある問題である。

(3) 聞き取りに付随して語られた上記2点は、決して珍しいことではない。しかしあえてここで取り上げたのは、障害当事者のリーダーたちがこうした現実を語る姿勢に着目したからである。彼らは仲間の現実を自分の内面と結びつけ、まるで自分の苦しみそのもののように語る。

今回聞き取りを行った結果、一定の養成研修を経、適切な支援者と組むことによって、知的障害のあるリーダーたちが、触法・被疑者となった知的障害者の更生プログラムの重要な一部を担い、彼らを支えることは十分可能であるという結論を得た。

## 8) 障害者の権利条約と司法へのアクセス

長瀬研究協力者には、国際的な動向を中心にまとめていただいた。特に、国連の障害者権利条約の「第13条 司法へのアクセス」によって、この問題は

きわめて重要なものとして明示された。そのため、このテーマを中心にまとめていただいた。

以下、長瀬研究協力者の報告の概要である。

2006（平成 18）年末に国連総会は、障害者の権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）を採択した。日本政府は 2007（平成 19）年 9 月に署名を行い、現在は必要な国内措置に取り組んでいる段階にある。2009（平成 21）年 3 月段階で、自民党と公明党の与党合意が成立せず、国会への批准案件の提出はなかった。その後、新たに政権に就いた民主党はそのマニフェストで、障害者の権利条約を重視する姿勢を明らかにしている。

障害者の権利条約は全部で前文と 50 条から構成されているが、条約全体の核心部分は、障害に応じた合理的配慮がないことを差別であると定義した（第 2 条）点と、アクセシビリティ（第 9 条）である。本研究にとって、最も大きな意義を持つ条文は第 13 条の「司法へのアクセス」であるが、「家族」に関する前文（x）と「地域へのインクルージョン」に関する第 19 条も深く関連している。

「家族」に関しては、種々の議論を経た後、突出することなく提起された。その結果、先行する他の人権条約に基づいて、家族への保護や援助は、障害者本人の権利のために、家族が貢献することを可能にする、という文言が盛り込まれることとなった。

第 19 条の「地域へのインクルージョン」では、地域社会で生活する平等の権利を認め、それらを実現するための 3 項目の確保を明示する。その一つが、「特定の生活様式」からの自由であり、それは端的に言えば入所（収容）施設の否定である。

第 13 条の「司法へのアクセス」は、特別委員会日本政府より提案された。ここでは、障害のある人の法的手続において、各段階での「合理的配慮」が求められている。また、司法分野に携わる者に対する適切な訓練を提起している。知的障害者における「合理的配慮」とは、支援者の同席や分かりやすい情報提供などの配慮のことであり、それができないことは差別とみなされるのである。

主だった障害組織の連合体である「日本障害フォーラム（JDF）」は、権利条約に関する意見交換会を継続して行っている。2009 年 8 月 20 日付の法務省関連の意見書に、刑事訴訟法の見直しを中心として、具体的な提言を行っている。

民主党が 2009 年 4 月 14 日に参議院に提出し、廃案になった「障がい者制度改革推進法（案）」は、第 8 条が司法に係る手続である。政権与党として民主党は現在、来年の通常国会での同法案の成立を目指している。

障害者の権利条約の批准に向けての国内的措置の一環として、また、日本の障害者政策の推進、障害者の人権確保という観点から、司法面での整備、特に、アクセシビリティや合理的配慮の課題は大きい。その課題の解決に向けて、家族や本人による地域団体がどういう役割を担えるのか、海外の事例等を含め、今後の研究が必要である。

平成 21 年度厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究）

「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（H21-障害-一般-001）

分担研究『地域団体の支援の現状と可能性に関する研究』

## 提 言（案）

研究分担者 松友 了

1. 司法の各段階における「コミュニケーション支援者（仮称）」の配置  
知的障害の最大の特徴は、説明の理解や意思の表明に関して困難を有することである。そのため、知的障害者の日常的な支援に堪能な専門家等を、「コミュニケーション支援者（仮称）」として配置する。これは、知的障害者に対する「合理配慮」であり、それは司法のすべての段階においてなされる必要がある。
2. 「障害者権利擁護センター（仮称）」の設置  
「コミュニケーション支援員（仮称）」を養成・組織化するために、都道府県単位の「障害者権利擁護センター（仮称）」の設置が求められる。それは、権利擁護活動の一環として取り込まれるべきであり、そこでは「障害者虐待防止法（仮称）」に基づき、虐待への対応も実施される。
3. 「地域生活定着支援センター」の業務の拡充  
更生保護との関係で考えると、平成 21 年度より設置された「地域生活定着支援センター」の業務として、「コミュニケーション支援者（仮称）」の養成・配置を行う方が適切であるかも知れない。そうであれば、この「センター」の業務範囲を拡大すると共に、職員の増員とそれを可能にする補助額の増額が望まれる。
4. 司法関係職員の障害に関する研修の実施  
司法の各レベルに関わる職員（警察官や刑務官を含む）に対し、知的障害に関する知識と対応策を学ぶための研修を充実する必要がある。その際は、「親の会」や「本人活動グループ」より講師を求める等、実践的で現実感のあるものでなければならない。

以上

平成 21 年度厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究）

「触法・障害者となった高齢・障害者への支援の研究」（H21-障害-一般-001）

分担研究『地域団体の支援の現状と可能性に関する研究』

知的障害・発達障害のある人が重大な事件を起こしてしまうことにブレーキをかけるシステムを「親の会」で組織する必要性及び可能性について  
（中間報告）

研究協力者 大石剛一郎

- 1 知的障害・発達障害のある人の起こす事件は実は、かなりの確度でその発生を防げるのではないか、と思う。

「障害がある」ということは、「その社会に適合して生活していくために、何らかの支援が必要である。」ということである。

逆にいえば、障害のある人に「必要・適切な支援」がつかなければ、何らかの形で「社会的不適合状態」が発生する、ということである。

そしてその様々な形の不適合状態の中の 하나가、事件を起こすことである。

この形態の「犯罪」は、「必要・適切な支援」がついていれば防げる。

「必要・適切な支援」というところまで十分に到達しなくても、「何らかの支援」がついていれば、かなりブレーキがかかる。

知的障害・発達障害のある人の犯罪に関しては、そのことがかなり顕著と言える。

- 2 事件の発生はチャンスである。

いわゆる「問題行動」や「犯罪」にあたる行為を起こしがちな知的障害・発達障害のある人は、一般社会どころか、福祉サービスの現場において、疎まれることが少なくない。

しかし、その種の事件の発生は、「必要・適切な支援」がついていないことの発露であり、適切な支援の必要性の表れ、と言える。

事件は、支援につなげる端緒、糸口、きっかけになる。

- 3 とは言え、事件を起こす知的障害・発達障害のある人に対する支援は実際、容易ではない。

とりわけ、①違法性に関する認識の薄さから無限に繰り返されるような窃盗・無銭飲食の類の事件、②性的な欲求不満が原因になって起こしてしまう事件、③火への強いこだわりによる事件、④状況や相手方の反応について通常の認識を持ってないことから起きる「出会い頭」的な殺傷事件、などはかなり典型的によく起きてしまうケースと言えるように思う。

これらの事件類型に着目・特化して、ある程度モデル的な「必要・適切な支援」を組み立ててみる必要があるように思う。

4 また、支援はできるだけ早くつける必要がある。

何度も何度も小さな事件を繰り返しているのに、支援につながらないでいる状態を放置しているばかりに、結局大きな事件に至ってしまう、というケースが少なからず存在する。

繰り返せば、刑はどんどん重くなっていく。

当然のことだが、事件が発生すると、多くの場合、被害が発生する。

そしてその被害は、回復困難な場合が少なくない。

だから、できるかぎり早い段階で支援につなげ、ブレーキのかかる状態にしておく必要がある。

5 先日、長崎の地域生活定着支援センターの運営状況の話聞く機会を得た。

あらためて、この制度の有効性と重要性を認識した。

と同時に、刑務所を出所した人について、数カ月、長くても半年以内という短期間でアセスメントして、適切な支援・生活環境につなげることが如何にハードな仕事かということ、あらためて認識した。

その仕事の負担を少しでも軽くするためにも、より適切な支援・生活環境につなげられる可能性をより大きくするためにも、ひいては本人及びその周囲の社会の幸福の可能性を拡大するためにも、より早い段階で、その仕事の一部でも良いから、始められることが望まれる。

例えば、まだ刑務所に居る時から、裁判係属中の段階から、逮捕された後・起訴される前の段階から、さらにはごく軽微な事件が発生した時点から、何らかの支援が入っていくことが望まれる。

しかし、そこで十分に注意されなければならないことは、早い時点で情報を得、適切な支援・生活環境を模索することは、本人のプライバシーを不当に侵害し、本人の行動の自由を不当に制限する危険を孕んでいるということである。

どのような機関・人が、どのようなタイミングで、どのような形でアセスメントに入っていくか。

本人の側に立つ人が、本人の社会との関係、近隣との関係、家族との関係、仲間との関係、福祉サービスとの関係などをいろいろ考えながら、本人を不当に傷つけない形で入っていくことが求められる。

大変難しい問題であるが、この種のことは実は、ミクロ的には、障害がありつつ地域で生活している子どもを持つ「親」は、ある意味では年中、心を砕き、頭を悩ませていることではないだろうか。

裏を返せば、この種のことについて一定の意識を持った親たちが、例えば各県単位で集まり、真剣に考え、真剣に取り組むための組織を作り、その組織の中心を担って動いていくことができれば、その組織はかなり有効な機能を発揮できる可能性があるのではないか。そしてこの種の問題では、当事者運動の組織とも、良い連携をとれる可能性が十分あるのではないか。

6 また、ひとたび知的障害・発達障害のある人が事件を起こすと、警察からの不確実な情報を垂れ流すマスコミによって、知的障害・発達障害のある人一般が「モンスター扱い」される。

そこではしばしば、親の会などが中心になって、「(差別と偏見を助長するので)障害名を出すな」と強調しアピールすることが多い。

しかし、大元の「事件を起こすこと」自体を防げるなら、それに越したことはないはずである。そしてまた、そうしない限り、差別と偏見の蔓延は防げない、と思うのである。

その意味でも、親の会が、事件が起きることにブレーキをかけるための運動・組織を作ることは非常に有意義である。

7 本研究を通して、知的障害・発達障害のある人の親たちが、事件を起こしてしまいがちな当事者本人を「必要・適切な支援」につなげるための「組織」を地域で作るうえで必要な要件について、何らかの有意義な示唆・提案ができれば、と思う。

例えば、以下のようなことが当面考えられる。

- ① 各県の育成会から5人程度のプロジェクトスタッフを出し、運営責任者及び事務局を形成する。
- ② 協力弁護士を1～2人確保する。
- ③ 各県の当番弁護士組織と連携体制を組む。
- ④ 協力社会福祉士を2～3人確保する。
- ⑤ 地域の生活支援センター・相談支援センターと連携体制を組む。
- ⑥ 協力精神科医を1～2人確保する。
- ⑦ 具体的・現実的に訪問・傾聴・情報収集等できる地域市民の協力ボランティアを3～4人確保する。
- ⑧ シェルターの施設を用意できる社会福祉法人を確保する。
- ⑨ 地域の障害当事者団体、地域生活定着支援センター及び警察と、年4回程度定期的に意見交換の機会を持つ。
- ⑩ マスコミとの接点も日頃から作っておく。

以上

平成 21 年度厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究）

「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（H21-障害-一般-001）

分担研究『地域団体の支援の現状と可能性に関する研究』

「千葉・東金事件」における地域団体の取り組みから  
（中間報告）

研究協力者 朝比奈ミカ

1. 「東金事件」における地域団体の取り組み

（1）事件の経過と関係者の動き

2008年9月、千葉県東金市で保育園児が遺体で発見されるという痛ましい事件が発生した。同年12月6日、知的障害のある青年が死体遺棄容疑で逮捕されたという報道に、親の会をはじめとする関係者は大きな衝撃を受けた。その後、青年は殺人容疑で再逮捕されるに至った。

青年の逮捕を受け、副島洋明氏を主任弁護士とする弁護団が結成された。千葉県に住み「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」制定にも尽力した毎日新聞の野沢和弘氏を通じ、千葉県内の関係者に協力の呼びかけが行われ、逮捕から一週間後の12月13日夜、現地東金において親の会や福祉関係者有志20名余が弁護団と協議する会合が開かれた。会合では正確な情報を共有するとともに、闘病中である被疑者家族の支援や学習会の呼びかけなど、具体的な取り組み課題を確認した。

（2）弁護団を招いた学習会の開催

前述した会合での協議により、12月19日夜、千葉県社会福祉研修センターを会場に学習会が開催された。当日は、千葉地方裁判所において勾留理由開示の裁判が実施され、学習会とあわせて傍聴の呼びかけが広く行われた。学習会は大きな関心呼び、県内外から200人を超える参加者が集まって立ち見が出るほどであった。

冒頭では、呼びかけ人を代表して千葉県手をつなぐ育成会会長から、挨拶が行われた。以下にその挨拶文を紹介する。

・・・去る9月21日、千葉県の東金市でいたましい事件が起きました。「またも」と申し上げた方がいいかもしれません。理由も分からぬままに人の命が捨てられていく事件が後をたたないからです。「人の命は何よりも重い」のは一昔前のことになってしまったのでしょうか。

亡くなったお子さんの顔写真がマスコミで報じられるたびに、さぞや怖かったろう、辛かったろうと胸が痛みます。わが子を亡くしたご遺族の方の心労辛苦には、同じ子を持つ親としてかける言葉が見つかりません。何の言葉を投げかけても何の救いにもならないことは自分の身に置き換えれば考えるまでもないことだからです。

亡くなったお子さんのご冥福を心からお祈りします。ご家族の心痛を少しでも分

から合わせていただきたいと思います。

12月6日には、本事件の容疑者が死体遺棄容疑で逮捕されました。地元の特別支援学校を卒業し、知的障害の判定を受けていたことも実名と共に報じられました。

刑の確定については司法の判断に委ねるしかありませんが、私たちは、障害福祉に関わる立場で、そこで何が行われてきたのかを検証する責任があると考えています。分からないままだった理由を明らかにしていくことで、次の不幸を回避することにつながっていくことを願っているからです。

障害を持った被疑者は何を思っていたのか。周りにいた支援者は何を行って来て、行ってこなかったのか。行うべきことがあるとすればどんなことだったのか。被疑者である彼が地域で暮らしていくことの困難性はどんなことだったのか。それらを明らかにし

ていくことが、私たち障害福祉に関わるものに課せられた課題です。

今日は、本事件の弁護団の方をお願いをして学習会を設けました。これ以上、不幸な被害者も加害者も出たくありません。根絶を願って皆で学びあいましょう。

学習会においては、弁護団から経過や当日の勾留開示理由の裁判の状況について説明が行なわれるとともに、会場との質疑を通じて警察の取調べやマスコミ報道等について、さまざまな問題が提起された。

### (3) 捜査当局に対する要望書の提出

学習会で提起された問題のなかで、捜査段階で被疑者の障害への配慮を求めていく必要のあることが強く認識されるに至った。これを受け、年の瀬も押し迫ったなかで再度、現地において親の会や福祉関係者が集まって協議を重ね、また弁護団からも要請を受け、千葉県手をつなぐ育成会、千葉市手をつなぐ育成会、千葉県自閉症協会の3団体連名で、捜査当局に要望書を提出していくこととなった。(別紙)

要望書の提出に際しては、マスコミ各社にも事前に情報提供を行った結果、当日夜のNHKの報道番組でニュースとして取り上げられた。

### (4) 考察

東金事件については、今後の裁判の進展のなかで、親の会にさらなる取り組みが求められると考えている。親の会のなかで、この事件がどのように捉えられ、どのような判断により取り組みがなされたのか、成果と課題は分析するには、もう少しの時間が必要である。また、これらの取り組みは、親の会を取り巻く関係者のネットワークによるところが大きく、千葉の当時の状況なども踏まえて論じる必要がある。

次年度の研究においては、学習会開催や要望書提出に関わった親の会役員や関係者等へのインタビューを行い、大きな社会的関心を集めた事件に親の会をはじめとする地域団体はどのように臨み得るのか、考察を試みたい。

## 2. 中核地域生活支援センターにおける触法知的障害者への支援と地域団体の関わり

### (1) 中核地域生活支援センターの概要

中核地域生活支援センターは、千葉県独自の総合相談事業として平成16年10月に設置された。対象を限定せずに幅広い生活困難に対応することが特徴で、地域の社会資源を活用しながら問題解決に結びつけることを業務としている。県内13か所の健康福祉圏域（障害福祉圏域）ごとに、毎年行われる公募により選定された社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人が事業を1年ごとに受託し、1か所年間2500万円の委託費により社会福祉士、精神保健福祉士等の職員5～6人程度が配置されている。

筆者が勤務する「がじゅまる」は、東京都に隣接する市川市・浦安市（市川圏域）の人口約60万人を担当するセンターである。市川手をつなぐ育成会を母体とする社会福祉法人一路会が事業を受託しており、親の会活動との関わりは深い。月平均7～800件程度の相談を受け付け、そのなかで障害のある人からの相談が約70%を占めている。相談者の抱える生活課題は、福祉サービスの利用にとどまらず生活困窮や引きこもり、地域トラブルなど多岐にわたり、5項目以上の生活困難を抱える人が約25%を占める。

### (2) 犯罪を繰り返す人の支援の実例

①40代男性。中程度の知的障害。建造物不法侵入、窃盗（車上荒らし、自転車等）を繰り返す、前科11犯。刑務所を満期で出所し、更正施設に入るが自分から出て郷里の千葉県内A市に戻る。市役所に援護を断られ、ホームレス者の多い市川市へ。本人と面接したホームレス支援団体が知的障害を疑い、がじゅまるに協力要請。

生活歴を聴き取り。本人の記憶を頼りに隣接市に居住する母親を訪ね、幼い頃の証言を得る。療育手帳を申請したところ、県の台帳から幼少期に一度、手帳を取得していたことが判明。B-1の再判定を受ける。生活保護受給、年金申請。本人の希望で通所施設、ヘルパー利用の契約。

支援体制が安定した直後から、賽銭箱荒らし、自転車泥棒などが始まる。常に支援者が張り付く状況をつくるなど試みたが、逆に本人と支援者との間のストレスは高くなる。

持っているはずのない小銭を持っていたことで本人を問い詰めたところ、車上荒らしをして盗んだことを告白。説得して警察に出頭させたが、警察は取り合わずに帰されることとなった。本人と話し合い、一緒に現場周辺を歩いて被害者を特定。状況を説明して本人とともにお詫びをした上で、被害届の提出について協力を求める。被害届が出され捜査が始まる前に、深夜に隣接する警察署の管内で車上荒らしの現行犯で逮捕、起訴。その後、被害届が出された件でも追起訴され、服役。出所後、本人は市川での生活を希望し、支援者に頻繁に手紙を書いている。

②20代男性。軽度知的障害、発達障害。公然わいせつ（性器露出）で拘留、裁判中に、市役所の要請でホームレス支援団体が身元引き受けを証言。支援団体の要請でがじゅまるも出所後の地域生活を支援。

療育手帳により授産施設を利用して職業訓練を受ける。支援団体が金銭管理を、が

じゅまるが随時の生活支援、緊急時の対応を受け持つ。支援団体の金銭管理に反発し、嘘や家賃の使い込みが頻発。失踪を繰り返した末に本屋で大量に万引きして現行犯逮捕。服役。

## (2) 相談支援の活動と親の会との関わり～考察

市川手をつなぐ親の会は創立以来50年余を重ねる歴史をもち、人口46万人の市において会員数は600名を超え、若い世代の会員活動も活発な組織として全国的に知られている。がじゅまるには開設当初から、親の会会員を通じた相談が多数寄せられた。

ただ実際には、複雑困難な相談ケースは地域から孤立しているケースが多く、親の会に所属していない知的障害、発達障害の人たちへの支援のボリュームが多くを占めていた。触法の知的障害者、発達障害者の相談はその最たる例であるが、母体法人はがじゅまるの相談支援に対し、運営する通所施設やレスパイト事業、ヘルパー事業などを通じて、有形無形のバックアップを提供している。こうした状況は、親の会役員と現場を預かる施設長・理事の見識とリーダーシップによるところが大きいと考えられ、他地域に汎化していくことは必ずしも容易ではない。

一方で、地域のなかで一定の信頼を獲得してきた組織としての親の会の存在感とそこにつながる様々なネットワークの下支えにより、がじゅまるにおける具体的な一人ひとりの支援活動について困難を打破することができたと感じることも少なからずある。先に挙げた事例の一つめで、被害届を出していただけるよう協力をお願いする際に、地域の人脈をたどるなかで母体法人理事の紹介の労を得ることができたことなども、その一例である。

また、触法の障害者支援への親の会活動の関わりを考える際に、個別具体的な支援への理解協力の側面のみならず、親の会活動による地域における障害者理解の広がりや側面を捉える視点も重要であろう。

次年度の研究においては、市川手をつなぐ親の会の活動の歴史を追いながら、市川地域における障害者理解の広がりや、そこにおける触法障害者への支援活動の展開、課題について考察を試みたい。

2009年1月6日

千葉地方検察庁  
千葉県東金警察署 宛

千葉県手をつなぐ育成会 会長 田上 昌宏  
千葉市手をつなぐ育成会 会長 久保田美也子  
千葉県自閉症協会 会長 大屋 滋

### 要 望 書

2008年9月21日、千葉県東金市でいたましい事件が起きました。12月6日には、本事件の〇〇〇容疑者が死体遺棄容疑で逮捕、12月26日に殺人容疑で再逮捕されました。亡くなったお子さんのご冥福を心からお祈りいたします。

容疑者である〇〇〇氏が、地元の特別支援学校を卒業し、療育手帳を所持している所謂知的障害者であることは報道によって広く知られるところとなっています。私たちは同じ「障害」を持つ子の親としてこのことに強い関心を持ち、無用の不安や偏見等が流布することに危惧を持ち、事実を注視して正しい情報が伝えられることを願っています。

事実を明らかにしていく上で、容疑者である〇〇〇氏が持つ知的障害の特性に配慮した取調べが為される必要があります。

つまり、捜査や公判の手続きの中で、質問の意味を取り違えたり、誘導を受けやすかったり、本人が意識しないままに迎合が生じる等のことが想像され、それらが事実を明らかにしていく上で妨げになることを危惧するからです。

私たちは、事件の全貌が一刻も早く、正しく明らかになっていくことを願っています。そのために、知的障害者である〇〇〇容疑者に対して、取調べ等の手続きの中で下記のご配慮をいただけることを要望いたします。

### 記

1. 取調べにおける質問をできる限り漠然とした形で行い自由な説明を行なわせる、一問一答とする、「はい」「いいえ」で答えられるような質問は基本的に行わないなど、供述を得る過程で知的障害者の特性を配慮すること。
2. 取調べの全過程について、録画、録音による措置をとること。

以上

平成 21 年度厚生労働科学研究（障害者保健福祉総合研究）

「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（H21-障害-一般-001）  
分担研究『地域団体の支援の現状と可能性に関する研究』

被疑者，被告人である触法知的（発達）障害への対応について  
（中間報告）

研究協力者 原田 和明

当事業所は，障害者相談支援事業所の立場から触法行為によって検挙された知的・発達障害者に対し，これを危機介入的対応のニーズととらえ弁護士や他の相談支援事業所，行政，その他の専門職などと連携し，チームアプローチをもって対応している。また，検挙時に覚知していない場合でも，覚知した時点で同様に危機介入的なアプローチをおこなっている。本年度に入って，その数も増えて知的・発達障害者のみならず触法精神障害者にも対応している。

また，できるだけ早く覚知し，障害特性から不利にならないように取り組み。つまりは，取調べ時に，結果として任意性の低い自白になり，それに基づく調書が作成され，さらには調書に記載されていることについて確認を取ることが困難である場合があり，そういった事に十分配慮するように弁護士を通じて申し入れるという対応であり，不起訴処分，罰金刑といった逮捕勾留の後釈放されるケースについては，釈放後直ちに福祉的支援を行うことで再犯を防止するといった支援の有効性についての実証を行なう。これは対象の障害者が少年の場合でも同様で，不処分や保護観察処分（1号観察）となった場合においても福祉的支援による再犯の防止を主任保護観察官や保護司との連携も視点におこなうといった取り組みを行なっている。

起訴された場合は，障害者の相談支援に携わるソーシャルワーカーの立場の者が，裁判資料をよく調べ，本人や家族からも話を聞き，弁護士や他の相談支援事業所，行政，サービス提供事業者等に必要な支援を行うことができることを確認した上で，支援計画書を作成し情状証拠として提出するといった対応をとっている。この場合に行なわれる，留置所や拘置所での面会は，ソーシャルワークにおける「面接」として行っているものであり，本人の触法行為に関わるニーズ解決を目指すものである。

執行猶予付きの判決がおりた場合においては，支援計画書に記された，居住サービスの利用等の福祉的支援による再犯防止を図っている。なお，実刑となった場合は，拘置所確定区における分類時への配役等の配慮について申し入れ，受刑中の面接を経て出所後の福祉的支援につなげている。また，刑務所に対して福祉支援者として面会等の対応を文書で申し入れるといった対応をとっている。これらの効果性の証明を行なうものである。

なお，これらの対応の特徴は，逮捕，取調べといった初期の危機介入的対応から処分終了後の再犯防止を主目的とする福祉的対応，さらには居住サービス等を使った場合においても，その事業所と連携して支援を継続するという一貫した支援の実施であ

る。しかしながら、こういった対応には大きなマンパワーが必要であり、こういったニーズを持つ人すべてへの対応は現状困難であるといった問題点がある。この事についても、報告内で言及する予定である。

また、このたび、3年以上の量刑がある罪を犯した容疑者には、被疑者国選弁護人をつけられることとなった。その為、今後多くの知的（発達）障害のある被疑者が見出され、対応を行わなければならない状況も想定される。当事業所の触法障害者取り組みの現状から見出されている、そういった今後の触法知的障害者への対応についての問題点も福祉の立場から提起する。

また、被疑者被告人対応とは、すなわち、裁判の結果として実刑や少年院送致となったものたちへの継続的対応の必要性も意味している。それぞれの帰住地における支援体制をつくる事によって、そういった人々への出所、出院後対応が可能になり、その実践について報告する。なお、その実践の流れについては添付資料のとおりである。

こういった触法障害者に対する被疑者・被告人段階における取り組み実践のうち、特に育成会との係わりという点で知的障害者への取り組みについて事例を上げて考察したい。考察においては、ほとんどの事例において育成会との係わり合いがなく、学校現場等で幼少時から知的障害が疑われるか或いは指摘されていたにも係わらず、手帳取得に至っていなかったといったケースについて、その犯罪にいたった生活歴を含む背景や累犯者の場合累犯の状況も含めて検討し、触法知的障害者は育成会等の当事者団体のかかわりが少ないという仮定を証明していくべく、現在、ケースの整理に入っているところである。勿論、研究用のケースの取り扱いとなるがゆえに、報告時においてケースについては相応の加工を施して守秘を図るものである。

また、兵庫県手をつなぐ育成会には、ある触法知的障害者のケース（Nケース）について問題を投げかけた。その結果、そのケースの裁判に何人かの会員が傍聴に訪れた、県育成会事務局長ともそのケースの事を初めとした非公式ではあるが触法知的障害者対応についての意見交換を行ない、今後の協力を求めている。本年度については、前述した当方らが行なってきた触法障害者対応について中心に報告する事が中心となるが、こういった県育成会を通じた、市町育成会の会員が関心を寄せたNケースにおけるこういった動きも合わせて報告するべく考察を行なっている。Nケースについては前期の事例の一つとして取り上げる。

なお、考察するケースについては下記を予定している。

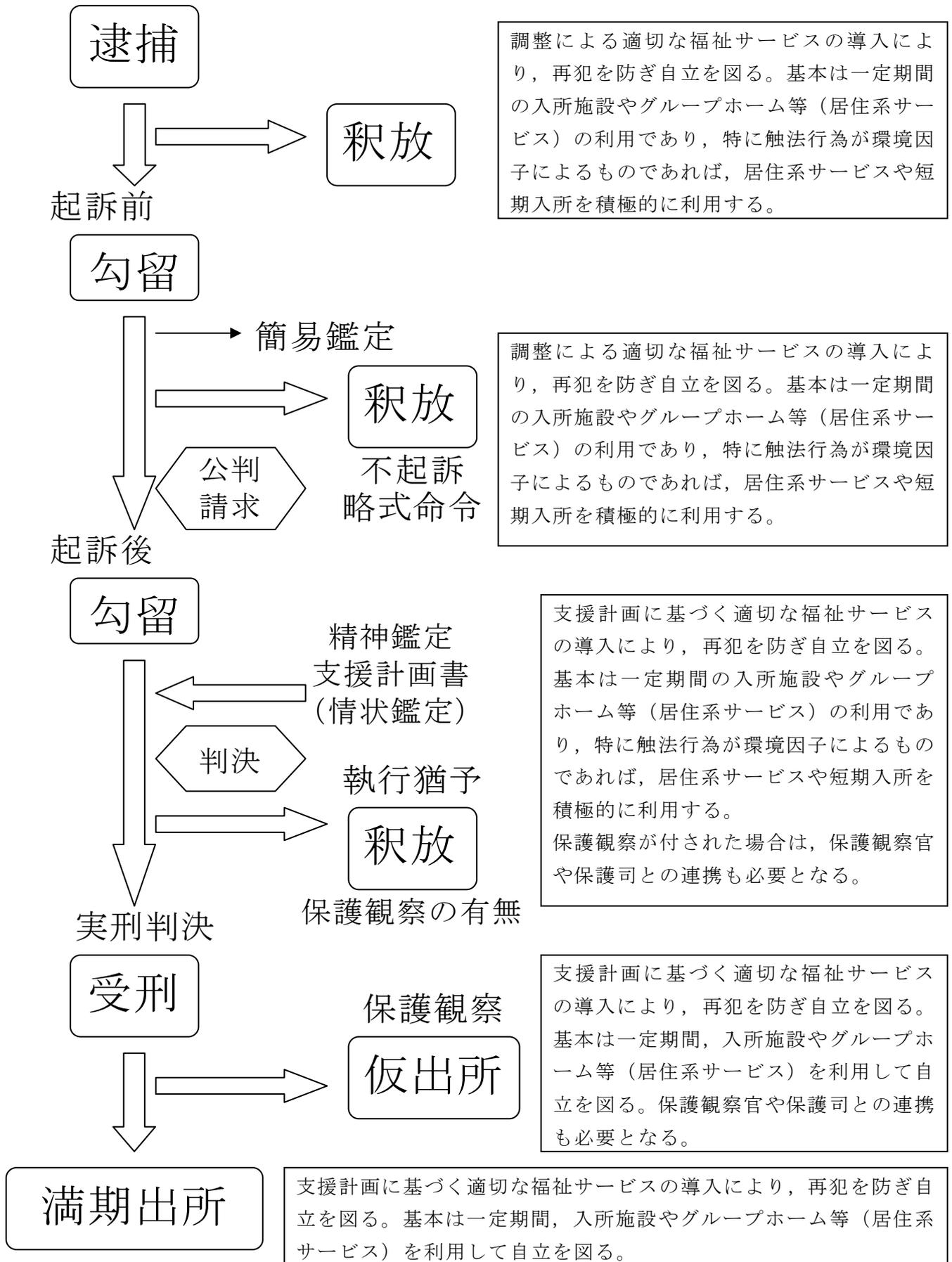
1. 高等学校卒業後、療育手帳（中度）を取得した女性のケースで、両親、本人の障害認知が不足しており、不安定な男性関係から放火の共犯に至ったケース。
2. 療育手帳（軽度）男性で、就労していたが、強制わいせつで逮捕執行猶予となったが、執行猶予期間終了後再び強制わいせつで現行犯逮捕されたケース。
3. 50歳になってから療育手帳（中度）を取得した男性が、占有離脱物横領（自転車盗）と窃盗（自転車盗と万引）を繰り返しているケース。
4. 小学校、中学校共に障害児学級に所属しながら療育手帳は取得せず、職を転々としながら精神疾患を発症し、現住建造物等放火に至ったケース。

5. 療育手帳は無きままに、3人の母となったが夫とは離別し、子育てができないために虐待し、自らは触法行為を繰り返し、現住建造物等放火で受刑後療育手帳を取得（重度）したが、再び器物損壊住居侵入を起こして起訴されたケース（Nケース）以上である。

さらに、前記の触法知的障害者は育成会等の当事者団体のかかわりが少ないという仮定を証明する上において、療育手帳を取得していない知的障害者である者が、刑事施設にて拘束されている事実があり、現実その事実が一般に知られていないといえ、よってその啓発の必要性や多くの知的障害者が自らの障害を認知していない事の問題についても提言をする予定である。これは、公私の障害認知なき者については福祉の支援を受ける事のみならず当事者団体等にも所属する事ができないという事を明らかにする事を目的としている。

方法としては、主に政府刊行物による統計資料を考察する事で明らかにしたい。平成20年の矯正統計年報において、刑務所新入所者の内、IQ69以下の者が約23%を占めているにもかかわらず、その反面、同年の犯罪白書によると、知的障害者を含む、犯罪を起こし検挙された精神障害者及びその疑いがある者の数は0.8%となっており、統計的には明らかに健常者の方が知的障害者を含む精神障害者よりも犯罪を起こす可能性が高いといえるといった事実も含めて考察する。また併せて、これら矯正統計年報や犯罪白書等の統計資料によるデータの有意差を検定する事によって科学的に前記仮定を実証するものである。

# 刑事手続と福祉的対応関係図（成人）



平成 21 年度厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究）  
「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（H21-障害-一般-001）  
分担研究『地域団体の支援の現状と可能性に関する研究』

本人活動は障害のある触法・被疑者を支えることが出来るのか  
(中間報告)

研究協力者 花崎三千子

I 研究テーマ・研究手法の確認

研究テーマ：本人活動は障害のある触法・被疑者を支えることが出来るのか。現状と課題、今後の可能性について考える

研究の目的：ピアサポート機能がはたらく場面としての本人活動が、触法・被疑者を具体的に支える力を持ちうることを論理的、実証的に明らかにし、その強化に必要な基盤整備について考察する。  
その結果を得て、将来的には触法被疑者の更正プログラムに本人活動リーダーによるピアサポートワークショップを入れることを提案する。それを担うリーダーの特別養成プログラムの試作を提案する。

研究を進めるに当たっての基本認識：障害のある触法・被疑者にとって重要なのは  
(1) 生活基盤の安定（生活支援を軸とした物的・人的環境の調整）  
(2) 肯定的な自己認識を持つこと（内面形成）  
である。(1)と(2)は相互に関連しあっており、同時並行的に進められる必要がある。本研究は特に上記(2)肯定的な自己認識形成に着目し、その基盤となるピアサポートの具体的な担い手として、成熟した本人活動グループリーダーを想定している。

研究の進め方

1. これまでの研究結果から、本人活動のなかで本人が何を獲得するかを明らかにする（キーワード…ともだち、身近なモデル、役割意識、情報の整理、社会と自分の関係の理解、自尊感情の形成）
2. 現段階の本人活動の到達点を明らかにする（以上はこれまでの研究のまとめ）
3. 本人活動リーダーの聞き取りを行い（1）本人活動と自己形成の関係（2）本人活動リーダー等が触法・被疑者をどのように捉えているのか（3）触法・被疑者を支える意思の有無 を明らかにする。（関東在住者数名を予定）

4. 上記聞き取りを行った活動リーダーによる座談会「本人活動は触法被疑者となった障害者を支援できるのか。そのためにはどんな準備が必要か」を行う。  
以上1年目
5. 上記座談会出席者およびその周辺の障害当事者、支援者対象に、(1) 触法・被疑の抱える課題 (2) 触法被疑者の置かれた法的立場 についてのレクチャーやワークショップを行い、ピアカウンセラーとしてのエンパワーメントを図る。
6. 上記5. の参加者対象に設問形式による調査を行い、レクチャーやワークショップの効果のアセスメントを行い、その結果を踏まえてピアカウンセラー成プログラムの骨格を試作する。  
以上2年目

## II 21年度10月末時点の進捗状況およびその内容

研究の進め方3. に沿って、本人の聞き取りを行った。実際には5名に面談したが、ここでは3名の聞き取り記録を掲載する。

### 1. Aさんの聞き取り

Aさんのプロフィール

氏名 ○○○○

性別 男

年齢 42才

住所 横須賀市

仕事 運送会社でベルトコンベヤーで運ばれる荷物の仕分け作業

居住形体 両親と同居

Q1. あなたは本人の会に入っていますか？どんな会ですか？会の役員をやっていますか？

A1. 二つの会に入っている。

一つは神奈川○○○会。会員34名の活発な会。自分が入って11年になる。現在副会長をやっている。

もう一つは横須賀○○○会。はじめは4人の小さなサークルだったが、神奈川の活動を参考にして活発な会に変えた。代表をやっている。でもまだ「自分で決める」という意識が不十分だと思う。

Q2. 本人の会はあなたにとってどういうところですか？

A2. 自分らしくなれるところ。自分の居場所。

Q2-1 居場所とはどういうところですか？

A2-1 安心できる場所。新しい人であっても古い知り合いのように感じる場所。考え方が近い人がいる場所。何も考えないでオープンに話せる場所。

Q2-2 本人の会はなぜそういう場所なのですか？

A2-2 自分で決められる場所だからです。決定権は自分にある。自分の意志で決める。職場や家族では「こうしろ、ああしろ」といつも言われていた。自分のことをわかってくれていると思ったことがなかった。学校の先生に仕事のことなどを相談に行っても「お前がもう卒業したのだから」といわれた。自分は自分の全部を誰にも話せない。ごく一部のの人に知ってもらえればよいと思う。それが本人の会の仲間(そうでない人もいるけれど)だ。

Q3. 本人の会の活動を始めて自分が変わったと思いますか？変わったとしたらどういふ点ですか？

A3. 変わったと思う。以前は自分のことを他の人が決めてもいいかなと思っていたが、今は自分で考えるようになった。勉強したいと思うようになった。友達が増えた。権利について考えるようになった。通りいっぺんの会話で無く、生活のことや深いことを話し合うので、友達の様子がよくわかるようになった。自信が持てるようになった。

Q4. 本人活動ではよく仲間という言葉がききますが、本人活動の仲間とはどういう人ですか？

A4. 自分と同じように困っている人。就労のこと、親や家族のことなど、自分が困っている共通のことに興味を持っている人。だから会話が続く。一緒にいないときでも、いつでも気にし合っていて、携帯やメールが来る。今まで出来なかったことを一緒に考えて実現しようとする人でもある。自分はこうした仲間が自分の将来(仕事や家族がなくなったとき)のために大切だと思っている。

Q5. 障害がある人で犯罪を犯してしまう人がいます。そのことについてどう思いますか？

A5. 自分では犯罪を犯している意識が無いのかもしれない。そういう意識が無くてやったことを、周りが犯罪だ犯罪だといって犯罪者にしてしまっているところがあるのではないか。やってはいけないことについてきちんと教えられたことが無いのではないか。犯罪とはなにか、また権利と言うことをわかりやすく教えることが必要だ。予防が大切だ。もう一つは環境だと思う。会社や家族からいじめられたり、理解できないことを言い続けられていると、追い詰められて「どうなってもいい」と思ってしまう。区別がつかなくなる。人間不信になる。

Q6. あなたはこういう人たちの力になれると思いますか？

A6. なれると思う。なってみたい。

## 2. Bさんの聞き取り

Bさんのプロフィール

氏名 ○○○○

性別 男

年齢 36才

住所 茅ヶ崎市

仕事 事務関係（福祉枠・アルバイト）

居住形体 一人暮らしに近いグループホーム

Q1. あなたは本人の会に入っていますか？どんな会ですか？会の役員をやっていますか？

A1. 二つの会に入っている。一つは神奈川県○○○会。もう一つは茅ヶ崎市にある○○○会。神奈川の会は活発な会。現在書記をつとめている。茅ヶ崎の会は5年前につくった。茅ヶ崎市の親の会の青年学級が独立性を強める方向で進化したもの。その時点から自分がかかわり現在会長。

Q2. 本人の会はあなたにとってどういうところですか？

A2. う～ん。むずかしい。自分にとって大切なところだけれど、それが無いとやっていけないわけではない。自分だけで生きてゆこうと思えば、本人の会は別にいらぬ。今かかわっているのは成り行き的なところもある。でも、本人の会に入って目覚めたのは確かだ。一番びっくりするのは、仲間が信頼してくれるなら精一杯やろうという使命感を感じるどころ、自分の役割があるところだ。

Q3-1 目覚めたのはなぜですか？

A3-1 全日本育成会の沖縄大会に行ってきたくさんの人に会い、いろいろな人がいることがわかった。次にダスキンの研修でオーストラリアに行き、障害当事者が自分たちで事務所を持ち苦勞しながらも自分たちで活動しているのを見てすごいと思った。本人活動の中で新しい経験をすることができた。

Q3-2 自分の役割を果たすとはどういうことですか？

A3-2 会員には施設や作業所の人も多く、押し付けられた生活をしている人が多いので、自分を押し付けないように気を使っている。

Q4. 本人の会の活動を始めて自分が変わったと思いますか？変わったとしたらどんな点ですか？

A4. 自分ではよくわからないが、周りの人は落ち着いてきたという。確かに前はもっ

と自分勝手にわがままだった。今でも相変わらずのところはあるけれど。以前は喧嘩早かった。しょっちゅう切れていた。

Q5. あなたにとって仲間とはどういう人ですか？

A5. 話し合える人。意見は違っても同じ方向に進むかもしれない人。だからじっくり話し合いたい。以前は意見が違えば「関係ねえ」と思っていたけど、その人にとってそれがよいのならそれでよいと思うようになった。それぞれ意見は違っても、よい暮らしを望んでいる点ではみな同じだと思う。

Q6. 障害がある人で犯罪を犯してしまう人がいます。そのことについてどう思いますか？

A6. 孤立しているのだと思う。一人でいると自分の考えが固まってしまって、同じ方向ばかりに行ってしまう。人と付き合うと勉強も出来る。本人活動などはよいきっかけになると思う。友達が大切だ。飲み仲間、鍋パーティー、一緒にご飯を食べる経験などすごくよい。

Q7. あなたはこういう人たちの力になれると思いますか？

A7. 力になりたい。なれたらよい。

### Cさんの聞き取り

#### Cさんのプロフィール

氏名 ○○○○

性別 男

年齢 24才

住所 横浜市

仕事 会社員 パンの製造販売（中規模）契約社員

居住形体 グループホーム（アパートの1住戸に2人）

Q1. あなたは本人の会に入っていますか？

A1. 特に入っていないが、育成会のステージの編集委員をやっている。そこで本人編集委員の人といろいろ話すので、ほかの障害のある人がどんなことを考えているのか、お互いにどう手伝い合えるかわかる。どうしたら話をわかりやすく伝えられるかとか、権利の話とか話題になるのでとても勉強になって楽しい。

Q2. 今日は原付免許を取れたそうでおめでとうございます。あなたのこれまでの経歴を差し支えなければ話してください。

A2. 僕は3歳のときから児童養護施設で暮らした。両親はいるらしいけれど、ほとんど関係なく暮らしている。小学校、中学校は普通学級に通った。中学では

勉強についてゆけず、高校に入るとき学校の先生と施設の先生と相談して養護高校に入った。高校を卒業するときグループホームを利用するため療育手帳をとった。卒業するとすぐ今の職場に入り、同じところでずっと働いている。今では職場の同僚からいろいろ相談を持ちかけられたりする。特に障害のことでなく、職場での悩み事など相談を受ける。

Q3. 人から相談を持ちかけられるということですが、あなたは自分がどういう性格だと思っていますか？

A3. 人からは明るいねといわれる。自分では結構自己中心的なところがあると思うけど。友達は普通にいる。中学や高校の友達、会社の人、施設のときの友達などと付き合っている。人の世話をするのが好き。

Q4. 世話好きな性格はどこから来ていると思いますか？

A4. 施設で育っていつも小さい子や困っている子の面倒を見てきた。だから自然にそうなったと思う。人の役にたつのが好きだ。

Q5. 施設の生活は大変とは思わなかったのですか？

A5. 小さいころはつらいことがあった。でも大きくなってからはいつも小さい子とかの面倒を見てやってそれが好きだったから、別に大変だったとは思っていない。助け合うことを覚えたからよかった。だから今の自分があると思う。

Q6. あなたは自分の障害のことをどう感じているのですか？

A6. 自分では障害者かどうかよくわからない。でも周りがそういうからそうだと思う。それ以上にあまり深く考えない。悩んだりすることはしない。大切なことはいつも前向きに生きることだ。よい方により方に考えを進めていくのが大切だ。

Q7. 障害のある人で犯罪を犯してしまう人がいますが、そのことについてどう思いますか？

A7. 犯罪を犯すのは確かに悪い。被害者と加害者の両方のことを考えたい。加害者のことだけど、すごくむかつくとか、いやなことばかり続くと、めちゃくちゃな気持ちになってしまうと思う。何とか助けてほしいと困りきっているときに、就職は無理、グループホームも駄目といわれるなど、先が無いと孤立無援でどうしようもなくなってしまう。それでも説教され続けるだけだ。自分はそういう人の気持ちを個人的な感じでじっくり聞いてあげたい。困っている人、道がわからなくなっている人が生活できるようにしてあげたい。そのために役立ちたい。ぜひ自分を役立ててほしい。

## 考 察

### 1. 聞き取りを行った3名は本人活動との関係でそれぞれ特色があった。

Aさんは神奈川県でもっとも活発な活動を展開しているK会に、初期からかわり現在副会長を務めている。本人の会を「自分の居場所」と捉え、「安心できる場」「はじめて会っても古い友達のように感じる場所」「考え方が近い人のいる場所」「心配しないでオープンに話せる場所」「自分の全部を話すことの出来る数少ない人のいる場所」と述べている。ピアな関係の中でこそ感じ得る肯定的な他者認識である。そして「学校や職場や家族の中では上からの考えを無理やり押し付けられてきたが、本人活動の中では自分の意思で決めることが出来、それが自分の自信につながったと、本人活動の中ではじめて「肯定的な自己認識」に到達したことを述べている。

Bさんは、本人の会にも「それぞれ違う考えの人もいるからそれを尊重しよう」と他者への気遣いをみせながら、「仲間が信頼してくれるなら」本人の会の仕事や周りの人を支える仕事を「精一杯やっつけよう」と強い役割意識を持ち、それが彼の生きがいになっている。そして「意見はそれぞれ違ってもよい生活をしたいと望んでいる点でみな同じだ」と仲間の内面を共感的に捉えている。

AさんBさんの聞き取りによって明らかになった本人活動の特徴は、筆者がかつて聞き取りとアンケート調査によって明らかにした本人活動における自己確立のプロセスと一致する（「肯定的な自己像の獲得を基盤とした自己確立と本人活動」発達障害研究第24第3号別冊・2002年参照）。本人活動の中で彼らは共感しあえる仲間に出会い、孤独から開放され、社会と自分との関係を認識し、相互にモデルになりあって自己を高め、仲間の役に立つ自分を発見し、それに喜びを感じるのである。生まれてはじめて自己を肯定的に認識するのである。

Cさんは本人の会には直接かかわっていないが、全日本育成会が発行する「わかりやすい新聞ステージ」の編集活動の中で障害者相互の理解を深め、勉強することに楽しさを感じている。

Cさんの特色はその生育歴にある。幼時から児童養護施設で育ち、高校から養護高校を利用、高校卒業時に療育手帳を取得している。客観的に見ればマイナス条件の多い育ちだが、本人はそれを自分に役立つプラスの経験として積極的に捉えている。児童養護施設で「小さい子の世話をし、面倒をみてやった」自分を肯定的にとらえ、「人から相談を持ちかけられ、人の役にたとうとする今の自分があるのはそのおかげだ」と今の自分を肯定している。事実彼は高校卒後同じ職場で働きつづけ、明るく安定した印象を人に与える。彼のこうした肯定的な態度がどこから来ているかははっきりしないが、養護施設では「小さい子の」、現在では「職場の悩み事などを抱えた人の」力になる経験が、彼の人格形成の支柱となっていることは明らかである。

### 2. 触法被疑者に対する意識は3人とも共通していた。

「なぜ罪を犯してしまうのだろう」という問いに対しては

- ・何が悪いことかをきちんと教えられていないのではないか
- ・孤独なのではないか
- ・追い詰められ自暴自棄になってしまうのではないか
- ・その結果ますます判断力を失うのではないか
- ・自分の権利についてもきちんと教えられる必要がある

等が共通した答えであった。

障害のある人は常に人に囲まれている。家族、学校の教師、職場やグループホームの支援者などである。しかしそうした人々に囲まれていることは、彼らを孤立から救うこととイコールではない。自分の言葉に耳を傾けられず、理解してもらえない焦燥感のなかで、なおも高圧的な（と本人が感じる）言葉を投げつけられる環境の中で、中軽度の知的障害者は混乱し続ける。そしてその混乱を人に気づかれないように表面を取り繕い（ほとんどの場合その努力はとっくに破綻しているのであるが）、あるいは反逆的攻撃的態度を繰り返しながら、孤立感を深め絶望してゆく。本人活動の中で自己を取り戻した彼らは、こうした知的障害者が生活の厳しさの中で味わう苦痛と内面の過酷な状況を知り尽くしている。それについて語る力を持っている。「一人でいると考えが固まって同じ方向ばかりに行ってしまう。友達が大切だ。飲み会や鍋パーティーなどすごくいいと思う」「個人的な感じで、じっくり話を聞いて上げたい」など、同じ苦しみを分かち合えるもの同士として触法・被疑者と向き合いたいという真情あふれる意思を3人は語っている。

### 3. まとめ

(1) 日本で本人活動が始まったのは1990年代初頭である。当初は支援者が誘導する面が否めなかったが、次第に自立性を強めるようになった。ここ数年の特徴として次の4点が挙げられる。① 支援者に頼らない動きが強くなったこと。必要なとき、必要な事柄についてだけ支援を要請するのである。② 力のある会で経験をつみリーダーとして育った人が、その経験を生かして自分の周りに本人の会を別に組織して仲間を育てている動き。③ 各地の中心人物が地域を越えて全国規模で相互に呼びかけ、支援者とはまったく無関係の自分たちの勉強会や交流会を組織する動き。④ 上記の動きの中で、確実にリーダーとしての人格が育っていること。彼らの自立・自律性はともに強く、誇りを持ち、同時に仲間の役に立とうとする使命感が鮮明である。本人活動の先端的な部分は、ようやく一定の成熟期に達し、触法・被疑者を意識的に支えることを自己の「ミッション」として自覚しうる人材が出てきたといえる。

(2) 今回の聞き取りは直接的には触法・被疑者の支援についてであったが、その中で、中軽度知的障害者が抱える深刻な二つの課題に改めて触れた。それは一步間違えば触法にいたるリスクを内包する質のものであり、本テーマにもかかわるのでここに記す。

第一は、障害当事者と老親との関係である。年老いた片親あるいは両親が、中年に差しかかった中軽度知的障害者に物心両面に完全に依存し寄生している現実である。

少ない給料と年金で家族の生活を経済的に支える一方、心身ともに厳しい労働条件に耐え、疲れ果てて職場から夜遅く帰宅してから、自分と親のための夕食をつくる毎日。ゆっくりと成熟を続ける中軽度知的障害者は中年にいたってようやく自立への自然な感情を持つ場合が多い。しかし本人がグループホームの生活をどれほど希望しても、自分にあった職場への転換を希望しても、経済的にも精神的にも疲弊しきった老親が彼にしがみついて離れない。こうしたケースでは、親も知的あるいは精神的な障害がある場合が多く、親を攻めることは適切ではない。子は事情のすべてを理解している。身動きが取れないで状態で一日一日と日を送る以外の選択肢は閉ざされている。障害の無いものにとっても苛酷な現実である。まして彼は知的障害がある。人としての誇りを持てる環境はない。教育をうけるチャンス、情報を得る手段も極端に制限されている。誤解を恐れずあえて言えば、何かのきっかけがあれば触法行為に走る危険はすぐそこにあるのである。

第二はいわゆる支援困難ケースと支援者との間にある問題である。Bさんの聞き取りに、ある女性が同席した。Bさんが主催する本人活動グループのメンバーである。Bさんは彼女の行動や、彼女が生活支援センターのスタッフに不信を抱いていることを心配している。思い余ったBさんはそのスタッフと彼女について話し合った。「彼女の言うことを信用するな。彼女は虚言癖がある」とスタッフは言ったそうである。「虚言癖という言葉が出て、僕はそれ以上何もいえなかった。もうどうすることもできない。」彼は口惜しそうに語った。「虚言癖」という言葉は、人の存在自体を否定する圧倒的な力を持っている。何をどういおうが、その一言で彼女は発言を、説明を、要請を封じられ、その主体的な存在を否定される。彼女に寄り添い彼女の具体的な生活を支援する立場のスタッフの口からそれが出たとたん、彼女は当然彼女が受けるべき支援機能から投げ出されるのである。精神科医師の専門的な判断を経ずに使用する言葉ではない。

(3) 聞き取りに付随して語られた上記2点は、決して珍しいことではない。残念ながら、知的障害者の支援の現場ではありふれたことだ。しかし私があえてここで取り上げたのは、障害当事者のリーダーたちがこうした現実を語る姿勢に着目したからである。彼らは仲間の現実を自分の内面と結びつけ、まるで自分の苦しみそのものように語る。論評するものではなく、友達として一緒に辛がり、一緒に口惜しがる。生活の局面を打開することは出来ないが、「飲み会」にさそい、「個人的な感じでじっくり話を聞いてやり」ながら、力になろうとし続ける。障害の有無にかかわらず、現実の場面では誰しも妥協し、現実と自分が折り合う点を見つけて生きてゆく。苛酷な現実を抱える中軽度知的障害者が、そのプロセスで挫折し自分を投げ出すか、それとも踏みとどまるかの分かれ目は、ピアな関係で寄り添い続ける人、つまりAさん、Bさん、Cさんの存在の有無なのではないだろうか。

今回聞き取りを行った結果、一定の養成研修を経、適切な支援者と組むことによって、AさんBさんCさんおよびその周辺の知的障害者リーダーたちが、触法・被疑者となった知的障害者の更生プログラムの重要な一部を担い、彼らを支えることは十分可能であるという結論を得た。以上

平成 21 年度厚生労働科学研究（障害・保健福祉総合研究）

「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援に関する研究」（H21-障害-一般-001）  
分担研究『地域団体の支援の現状と可能性に関する研究』

## 障害者の権利条約と司法へのアクセス （中間報告）

研究協力者 長瀬 修

### 1. はじめに

最初の国際的な障害者の権利保障、差別撤廃条約の最初の提起から足かけ 30 年目の 2006 年末に国連総会は、障害者の権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）を採択した。日本政府は 2007 年 9 月に署名を行い、現在は必要な国内措置に取り組んでいる段階にある。

なお、2009 年 3 月段階で、自民党外交部会は外務省の同年通常国会での条約批准という方針を承認したが、その後の日本障害者フォーラムをはじめとする障害者団体の働きかけにより、自民党と公明党の与党合意が成立せず、国会への批准案件としての提出はなかったという経緯がある。その後、新たに政権に就いた民主党はそのマニフェストで障害者政策の推進に当たり、障害者の権利条約を重視する姿勢を明らかにしている。

障害者の権利条約は全部で前文と 50 条から構成されているが、条約全体の核心部分は、障害に応じた合理的配慮がないことを差別であると定義した（第 2 条）点と、アクセシビリティ（第 9 条）である。

本研究にとって、最も大きな意義を持つ条文は第 13 条の司法へのアクセスであるが、家族に関する前文（x）と地域へのインクルージョンに関する第 19 条も深く関連している。

家族に関しては、独立した条文やこの条約全般を通じてのより頻繁な言及を求める意見もあったが、障害者を主体とする本条約の趣旨からして、そぐわないという意見が交渉過程では大勢を占めたのは、家族による過重な負担を避けるという観点からは望ましかった。

最終的に、前文において、先行する他の人権条約に基づいて、以下の文言が盛り込まれることとなった（以下、本稿の訳文は川島聡・長瀬修訳を採用）。

(x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であり、かつ、社会及び国による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害のある人及びその家族の構成員が、障害のある人の権利の完全かつ平等な享有に家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び援助を受けるべきであることを確信し、

ここでは、注意深く、家族への保護や援助は、障害者本人の権利のために、家族が

貢献することを可能にするためと書かれている点に留意が必要である。

次に、第 19 条[自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン]は次のように規定している。

この条約の締約国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利を認める。締約国は、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとるものとし、特に次のことを確保する。

(a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。

(b) 障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（パーソナル・アシスタンスを含む。）にアクセスすること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設〔設備〕が、障害のある人にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害のある人の必要〔ニーズ〕に応ずること。

(a) の「特定の生活様式」とは入所施設を示す文言である。施設収容ではなく、地域社会での生活を本条約は求めているのである。

## 2. 障害者の権利条約第 13 条（司法へのアクセス）

本条は、日本政府が当初の提案を行ったことで知られている。条約交渉が行われていた国連の 2004 年の第 3 回特別委員会において、日本障害者フォーラム（JDF）の働きかけを受けて、日本政府が提案を行ったという珍しい背景がある。

第 13 条は以下を規定している。

1 締約国は、障害のある人がすべての法的手続（調査〔捜査〕段階その他の予備段階のものを含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮を行うこと等により、障害のある人が他の者との平等を基礎として司法に効果的にアクセスすることを確保する。

2 締約国は、障害のある人が司法に効果的にアクセスすることを確保することに役立つため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適切な訓練を促進する。

第 13 条や、他の条文が求めているのは、それぞれの障害に応じた合理的配慮の提

供である。知的障害者を例とすると、支援者の同席や分かりやすい情報提供をはじめとする配慮がないことが差別とみなされるのである。従来、日本では合理的配慮という概念が少なくとも法的にはないので、これからの課題は大きい。しかし、合理的配慮がなければ、一部の知的障害者にとって、司法へのアクセスは引き続き困難である。

### 3. 日本障害フォーラム（JDF）の意見書（司法へのアクセス関係）

日本の主だった障害組織の連合体である日本障害フォーラム（JDF）は障害者の権利条約に関する意見交換会を継続して行っている。2009年8月20日付の法務省関連の意見書の特に関連する箇所を以下に引用する。

#### （1）捜査段階（立ち会い権の保障、捜査の可視化

##### 1) 令状主義—令状の提示（刑訴第201条）

視覚障害・盲ろう（警察官であるのかの確認、令状が存在するのかの確認手段の欠如、盲ろう者に対する特別に配慮された認証シンボルなどの欠如）、聴覚障害・知的障害（手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如）

精神障害

##### 2) 要旨の告知（刑訴第203条Ⅰ、第204条Ⅰ）

聴覚障害、盲ろう、知的障害（手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如、視覚情報・聴覚情報を補助する支援者の欠如）

##### 3) 弁護人選任権の告知（刑訴第203条Ⅰ、第204条Ⅰ、第205条Ⅴ、第207条Ⅱ）

聴覚障害、盲ろう、知的障害（手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如、視覚情報・聴覚情報を補助する支援者の欠如）

精神障害

##### 4) 黙秘権の告知（刑訴第198条Ⅱ、第291条Ⅲ、第311条Ⅰ）

聴覚障害、盲ろう、知的障害（手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如）

精神障害

##### 5) 取り調べ（刑訴第198条Ⅰ）

聴覚障害、盲ろう、知的障害（手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如、視覚情報・聴覚情報を補助する支援者の欠如、誘導防止の欠如）

知的障害（誘導防止や任意性担保手段の欠如）

精神障害

##### 6) 調書の閲覧、読み聞け（刑訴第198条Ⅳ）

視覚障害、盲ろう（閲覧、内容の確認手段の欠如、通訳、わかりやすいコミュニケーション支援の立会人の欠如）

聴覚障害、知的障害（手話通訳者や要約筆記者、理解を助ける支援者の立ち会いの欠如、視覚情報・聴覚情報を補助する支援者の欠如）

#### 4. 民主党の障害者制度改革推進法（案）

民主党が2009年4月14日に参議院に提出した障がい者制度改革推進法（案）は廃案となったが第8条が司法に係る手続であり、以下の内容となっている。

第八条 司法に係る手続（犯罪捜査の段階における手続を含む。）について、当該手続における障がい者の権利の行使若しくは義務の履行を容易にし、又は障がい者が当該手続において障害を理由として不利益を被ることのないようにするため、障がい者と障がい者以外の者の意思疎通を仲介する者の配置を促進すること等の措置を講ずるものとする。

政権与党として民主党は現在、来年の通常国会での同法案の成立を目指している。

#### 5. おわりに

障害者の権利条約の批准に向けての国内的措置の一環として、また、日本の障害者政策の推進、障害者の人権確保という観点から、司法面での整備、特に、アクセシビリティや合理的配慮の課題は大きい。その課題の解決に向けて、家族や本人による地域団体がどういう役割を担えるのか、海外の事例等を含め、今後の研究が必要である。

参考文献 東俊裕、2008年、「司法へのアクセス」長瀬修・東俊裕・川島聡編著『障害者の権利条約と日本』生活書院、85-96